



中村太郎税理士事務所

Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

あけましておめでとうございます。
新しい年の幕開けです。気持ちも新たに1年間がんばりたいと思います。
本年も宜しくお願いいたします。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽にお問い合わせください。

1

2017



■セルフメディケーション 税制の開始

- 1月から始まる雇用保険の適用拡大と各給付金制度
- 中小企業の賃上げ実施状況
- 企業のICT投資の現状



中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

セルフメディケーション税制の開始

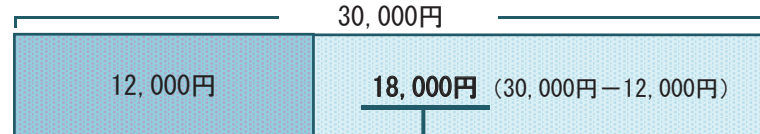
平成28年度税制改正では、健診受診率の向上や薬局等からの医薬品購入による医療費の抑制を目的とした、「セルフメディケーションに係る医療費控除の特例」が創設されました。

■ 制度の概要

セルフメディケーションに係る医療費控除の特例（以下、当該制度）とは、厚生労働省が主体となって要望していた税制で、自助努力による健康の維持や疾病予防への取組を促進するために、一定の健診を行っている個人が、平成29年1月1日から33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入を行った場合、その購入金額（暦年の合計額）のうち12,000円を超える部分の金額（上限88,000円）について、その年分の所得金額から控除することができる制度です。

制度適用のイメージ

例. 課税所得400万円の者が対象医薬品を年間30,000円購入



減税額

所得控除として控除

所得税 **3,600円** (18,000円 × 税率20%※) ※復興特別所得税未考慮
住民税 **1,800円** (18,000円 × 税率10%)

■ 一定の健診

「一定の健診」とは、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定められた、次に掲げるものをいいます（平成28年厚生労働省告示第181号）。

- ① **健康診査**（医療保険各法等に基づくもの）
- ② **定期予防接種**（予防接種法第5条第1項に基づくもの）又は当該定期予防接種を除いた**インフルエンザの予防接種**
- ③ **健康診断**（労働安全衛生法第66条第1項に基づくもの及び結果書面提出等も含む）
- ④ **特定健康診査**（高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づくもの及び結果書面提出等も含む）又は**特定保健指導**（同法第24条に基づくもの）
- ⑤ **がん検診**（健康増進法第19条の2に基づくもの）



今月も



■一定のスイッチOTC医薬品

スイッチOTC医薬品とは、医師によって処方される医療用医薬品から転用された一般用医薬品等のうち、定められた有効成分が含まれているものをいいます。この定められた有効成分数は、28年3月31日時点で82あります（厚生労働省告示178）。

ただしスイッチOTC医薬品であれば、すべて当該制度の対象となるわけではありません。

対象となる「一定のスイッチOTC医薬品」は、厚生労働省のホームページ等で公表されており、たとえば28年10月17日時点では1,525品目が公表されています。このうちいくつか抽出したものは、下表のとおりです。

対象品目は、今後も必要に応じて追加・修正・削除等の更新がされていく予定です。

■必要な書類

当該制度を適用するには、次の事項を記載した証明書類（レシート等）が必要です。

- ① 商品名
- ② 金額
- ③ 当該商品が当該制度対象商品である旨
- ④ 販売店名
- ⑤ 購入日

証明書類がキャッシュレジスター発行のレシートである場合、上記③について次のいずれかで表記することが求められています。

- ア. 商品名の前にマーク（例「★」）を付すとともに、当該マークが付いている商品が当該制度対象商品である旨をレシートに記載（例「★印はセルフメディケーション税制対象商品」）
- イ. 対象商品のみの合計額を分けて記載

■既存の医療費控除との選択

当該制度を適用した場合には、従来の医療費控除は適用できません。いずれも適用可能な場合には、いずれか一方のみの選択適用となりますので、ご注意ください。

○セルフメディケーションに係る医療費控除の特例 対象医薬品（平成28年10月17日時点・一部抽出）

販売名	製造販売業者名	成分名
アリナミンEXゴールド	武田薬品工業株式会社	メコバラミン
アルガード クイックチュアブル	ロート製薬株式会社	メキタジン
アンメルシン1%ヨコヨコ	小林製薬株式会社	インドメタシン
イブクイック頭痛薬	エスエス製薬株式会社	イブプロフェン
ウナコーワエースG	興和株式会社	プレドニゾロン吉草酸エステル
エアーサロンパスDX	久光製薬株式会社	フェルビナク
ガスター10	第一三共ヘルスケア株式会社	ファモチジン
大正胃腸薬S	大正製薬株式会社	ソファルコン
ニコレット	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	ニコチン
パファリンEX	ライオン株式会社	ロキソプロフェン
ラミシールATクリーム	グラクソ・スミスクライン・コンシューマー・ヘルスケア・ジャパン株式会社	テルビナフィン

1月から始まる雇用保険の適用拡大と各給付金制度

平成29年1月より、65歳以上の人についても適用要件を満たせば雇用保険の加入対象となる法改正が施行されます。そこで、この適用拡大に伴う手続きと被保険者に支給される給付金の内容を確認しておきましょう。

■ 新たに被保険者となる人と手続き

これまで65歳以上で新たに入社した場合には、雇用保険の被保険者にはなりませんでしたが、29年1月からは1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上雇用見込がある場合、雇用保険の被保険者となります。この適用拡大は、28年12月末時点で入社時に既に65歳以上であったために、雇用保険の被保険者とならなかった人にも適用されることになっており、該当者は29年3月31日までに資格取得手続きを行う必要があります。

■ 雇用保険料の取扱い

現在、雇用保険料は会社だけでなく、被保険者も負担していますが、毎年4月1日時点で64歳になっている人については、それ以降の保険料が免除されています。この免除制度は31年度まで継続することになっており、今回新たに被保険者となる65歳以上の人も、31年度までは免除の対象となります。

■ 65歳以上も対象となる各給付金

今回の適用拡大により、65歳以上の人も雇用保険の被保険者となるため、要件を満たすことで退職したときの給付金、育児休業給付

金、介護休業給付金、教育訓練給付金が支給されます。

このうち、退職したときには基本手当が支給されますが、65歳以上の被保険者が退職した場合には、基本手当ではなく一時金である高年齢者求職者給付金が支給されます。その額は基本手当日額に基づいて決定され、下表のように被保険者であった期間に応じて変わります。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
給付金の額	30日分	50日分

この受給要件は、次の3つとなっています。

- ① 離職していること
 - ② 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
 - ③ 離職前1年間(※)に雇用保険に加入していた期間が通算して6ヶ月以上あること
- ※ 病気やけが等により働けない期間があった場合は、その期間を加えることが可能

なお、育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金については、通常の被保険者と同様の給付を受けることができます。

今回の雇用保険の適用拡大により、従業員から各給付金について問い合わせが増える可能性があります。そのため、適用拡大と併せてどのような給付金を受けることができるのか、内容を把握しておきたいものです。

中小企業の賃上げ実施状況

平成28年は企業の人材不足が大きな問題となりました。人材の採用や引き留めのために、給与の引上げ等を実施する企業が増加したというデータもあります。年が明け、新年度が近づくこの時期に、来年度の賃上げ検討材料として、28年の中小企業の賃上げ等の実施状況をご紹介します。

■ 6割超が賃上げを実施

経済産業省の調査結果（※）によると、28年に常用労働者の1人当たり平均賃金について、引上げる／引上げた（以下、引上げた）企業の割合は、63.9%に達しました。27年が61.4%ですから、2.5ポイントの増加です。

引上げた企業における引上げ方法では、月例給与（以下、月給）の引上げ割合が96.3%で最も高くなりました。また、賞与・一時金の増額実施割合は48.9%、初任給の引上げ実施割合は16.6%となっています。なお、調査対象全体に占める月給の引上げ割合は61.6%となりました。その他、調査対象全体に占めるベースアップ実施（実施する／した）割合は10.2%となりました。

■ 引上げ額の平均は5,946円に

次に月給とベースアップの引上げ額をまとめると、下表のとおりです。

月給の引上げは、全体で6,000円以上の割合が最も高くなっています。従業員規模別では、1～20人規模と21～100人規模では6,000円以上が、100人超では3,000～4,000円未満の割合が最も高くなりました。なお、全体の平均額は5,946円でした。

ベースアップでは、全体で1,000～2,000円未満の割合が最も高くなりました。従業員規模別では、1～20人規模が6,000円以上、21～100人規模と100人超では1,000～2,000円未満の割合が最も高くなりました。全体の平均額は2,867円です。

月給の引上げ、ベースアップを実施した企業の引上げ額（％）

	月給の引上げ				ベースアップ			
	全体 (3,932)	1～20人 (918)	21～100人 (1,562)	100人超 (1,423)	全体 (682)	1～20人 (81)	21～100人 (217)	100人超 (333)
6,000円以上	28.8	39.6	30.7	19.7	10.0	27.3	10.1	3.0
5,000～6,000円未満	15.4	20.3	13.5	14.3	9.7	22.2	12.9	4.5
4,000～5,000円未満	12.6	7.3	12.2	16.7	4.8	4.9	7.4	3.0
3,000～4,000円未満	17.6	13.9	17.0	20.4	14.1	17.3	18.4	10.8
2,000～3,000円未満	14.0	11.7	14.3	15.1	16.7	14.8	18.4	17.4
1,000～2,000円未満	9.2	5.1	10.3	10.8	27.3	12.3	20.8	34.9
0～1,000円未満	2.4	2.1	2.0	3.0	17.4	1.2	12.0	26.4

経済産業省「平成28年中小企業の雇用状況に関する調査集計結果の概要」より作成

人材確保のための無理な賃上げは、経営に悪影響を与えます。実施はもちろん、引上げ額は十分検討して決める必要があります。賃上げが十分に実施できない場合などは、賃金以外の部分で従業員の満足度を高める施策も検討すべきでしょう。

（※）経済産業省「平成28年中小企業の雇用状況に関する調査集計結果の概要」

平成28年6月に中小企業・小規模事業者3万社に対して実施した調査で、8月1日までに提出のあった7,024社の状況について、9月に発表されたものです。詳細は次のURLのページから確認できます。なお表中の（ ）内の数字は回答数になります。http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160901006/20160901006.html

企業のICT投資の現状

人材不足問題への対応策として、既存の従業員の生産性向上があります。生産性向上の方法のひとつにICT化による業務の効率化がありますが、ICTに対する投資はどの程度行われているのでしょうか。ここでは総務省の情報通信白書のデータ（※）から、企業のICT投資の現状をみていきます。

ICT投資は投資全体の10%未満

上記白書から、従業員規模別に企業の投資に占めるICT投資の割合をみると、表1のとおりです。全体では10%未満の割合が40%近くを占めました。従業員規模別でも、10%未満の割合が最も高くなっています。なお、ICT投資比率は全体で9.2%となりました。

一方、現在ICT投資をしておらず、今後投資する計画はない割合が、100～300人未満で30%を超えました。

【表1】従業員規模別にみた企業の投資に占めるICT投資の割合（%）

	全体 (342)	100～300人 未満(112)	300～1000 人未満(79)	1000人以上 (151)
～10%未満	38.9	38.4	41.8	37.7
10%～20%未満	18.4	15.2	21.5	19.2
20%～30%未満	7.6	4.5	5.1	11.3
30%以上	6.1	4.5	3.8	8.6
現在ICTに投資しておらず、 今後も投資する計画はない	24.0	31.3	22.8	19.2
現在ICTに投資していない が、今後投資する計画がある	5.0	6.3	5.1	4.0
ICT投資比率 (回答者平均値)	9.2%	7.1%	8.3%	11.2%

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

ICT投資比率は6～9%の業種が多い

業種別の投資に占めるICT投資の割合は、表2のとおり10%未満の割合が最も高くなっています。特に、製造業やエネルギー・インフラ業では、その割合が40%を超えています。

ICT投資比率は情報通信業が15%を超えましたが、他の業種は6～9%台となりました。

その他、今後も投資する計画はない割合が30%を超える業種もあります。

【表2】業種別にみた企業の投資に占めるICT投資割合（%）

	製造業 (51)	エネルギー・ インフラ業 (71)	商業・流通 業 (70)	情報通信業 (70)	サービス業 (54)
～10%未満	43.1	43.7	37.1	30.0	38.9
10%～20%未満	23.5	19.7	18.6	18.6	11.1
20%～30%未満	2.0	7.0	7.1	17.1	3.7
30%以上	2.0	5.6	0.0	15.7	7.4
現在ICTに投資しておらず、 今後も投資する計画はない	21.6	19.7	31.4	15.7	33.3
現在ICTに投資していない が、今後投資する計画がある	7.8	4.2	5.7	2.9	5.6
ICT投資比率 (回答者平均値)	7.1%	9.1%	6.4%	15.4%	7.4%

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

業種や規模などによってICT投資の種類や金額は異なりますが、あらかじめ求める効果を明らかにするのはもちろん、最大の効果が出せるように、投資後の状況も管理していくことが大切です。

（※）総務省「平成28年版情報通信白書」

28年8月に公開された白書です。ここで紹介したデータは、白書10～12ページ掲載の企業向けアンケート調査によるものです。ここでのICT投資には、ハードウェア・ソフトウェア・ICTサービス・その他が含まれます。詳細は次のURLのページから確認できます。なお、表中の（）内の数字は回答数になります。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28.html>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回り等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

2017年1月

お仕事備忘録

1. 平成29年1月より育児・介護休業法改正
2. 平成29年1月から65歳以上の方も雇用保険の対象に
3. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始
4. 固定資産税の償却資産に関する申告
5. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付
6. 各種法定調書の提出
7. 年賀状の返礼と整理、住所等のメンテナンス

1. 平成29年1月より育児・介護休業法改正

介護をしながら働く人や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正が行われます。

2. 平成29年1月から65歳以上の方も雇用保険の対象に

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。なお保険料の徴収については平成31年度までは免除となります。

3. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の受付開始日は、1月1日です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

4. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

5. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年への給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らずすべての給与受給者に交付しましょう。

6. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

7. 年賀状の返礼と整理、住所等のメンテナンス

年賀状を送付していなかった先より届いた場合には、速やかに返礼を出すとともにリストへの追加をします。また住所変更等のあった先については、リストの修正を行います。これらは、「取引先台帳」等を利用した名簿管理を用いて、次の要領ですとよいでしょう。

- ・宛先不明で戻ってきた場合は、名簿を修正し再度住所確認。
- ・未送付先より届いたら、来年の送付名簿に追加し、速やかに返礼。
- ・住所、社名、肩書きの変更等の名簿修正。関係部署への連絡。

お仕事 カレンダー

2017.1

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	日	先負	元日 ●還付申告（所得税の確定申告）の受付開始（～3月15日）
2	月	仏滅	振替休日
3	火	大安	
4	水	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
5	木	先勝	小寒
6	金	友引	
7	土	先負	
8	日	仏滅	
9	月	大安	成人の日
10	火	赤口	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	先勝	
12	木	友引	
13	金	先負	
14	土	仏滅	
15	日	大安	
16	月	赤口	
17	火	先勝	
18	水	友引	
19	木	先負	
20	金	仏滅	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7～12月分）
21	土	大安	
22	日	赤口	
23	月	先勝	
24	火	友引	
25	水	先負	
26	木	仏滅	
27	金	大安	
28	土	先勝	
29	日	友引	
30	月	先負	
31	火	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10～12月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付